

令和7年6月23日

五所川原市教育委員会

令和7年 第7回臨時会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

- 1 議案第22号 五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について P 1

議案第 2 2 号

五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について

五所川原市教育委員会事務専決代決規程（平成 17 年五所川原市教育委員会訓令第 2 号）の一部を改正する訓令を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

令和 7 年 3 月 2 8 日に公布された地方自治法施行令の一部を改正する政令により、同施行令別表第 5 に定める契約の種類に応じた基準額が引上げとなったため、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正概要

別表第 1 共通専決事項の表の財務関係の検査における課長の専決事項のうち、「130 万円」を「200 万円」に改める。

3 改正案

別紙のとおり。

4 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日

五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令

五所川原市教育委員会事務専決代決規程（平成 17 年五所川原市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第 1（第 3 条関係） 共通専決事項（特定専決事項において別に定める場合を除く。）						別表第 1（第 3 条関係） 共通専決事項（特定専決事項において別に定める場合を除く。）					
項目			専決区分			項目			専決区分		
			部長	課長	課内室長				部長	課長	課内室長
略											
財務 関係	略										
	検査	1 件の金額 が 100 万円 以上 2,000 万円未満の 物品等の検 査	(1) 略 (2) 契約 金額が <u>200</u> 万円以下 の工事の 完成検査 及び出来 形検査（課 内室長専 決を除 く。）	略	検査	1 件の金額 が 100 万円 以上 2,000 万円未満の 物品等の検 査	(1) 略 (2) 契約 金額が <u>130</u> 万円以下 の工事の 完成検査 及び出来 形検査（課 内室長専 決を除 く。）	略			
	略										
備考 略						備考 略					
※下線部分は改正部分											

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の別表第1の規定は、施行日以後に入札の公告若しくは指名通知又は見積徴取を依頼した契約に係る検査について適用し、施行日前に入札の公告若しくは指名通知又は見積徴取を依頼した契約に係る検査については、なお従前の例による。